

令和2年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
令和2年12月3日～4日

場 所 第2委員会室

署 名

総務政策常任委員会委員長 野 崎 幸 士

令和2年12月3日(木曜日)

出席委員(8人)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)
- 議案第4号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第29号 当せん金付証票の発売について
- 請願第2号 「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和元年度の実績等について
 - ・宮崎カーフェリー株式会社の新船建造について
 - ・第11次宮崎県交通安全計画の策定について
 - ・「宮崎県犯罪被害者等支援条例(仮称)」の骨子(案)について
 - ・宮崎県情報化推進計画素案について

委員 長	野崎 幸士
副委員 長	太田 清海
委員	坂口 博美
委員	丸山 裕次郎
委員	山下 寿
委員	佐藤 雅洋
委員	来住 一人
委員	井上 紀代子

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	渡邊 浩司
総合政策部次長 (政策推進担当)	重黒木 清
総合政策課長	渡久山 武志
秘書広報課長	児玉 憲明
広報戦略室長	松野 義直
統計調査課長	磯崎 史郎
総合交通課長	大東 収
中山間・地域政策課長	川端 輝治
産業政策課長	甲斐 慎一郎
生活・協働・男女参画課長	山崎 博信
交通・地域安全対策監	水口 圭二
みやざき文化振興課長	児玉 さわ子
国民文化祭・障害者芸術文化祭課長	坂元 修一
記紀編さん記念事業推進室長	河野 龍彦
人権同和対策課長	後藤 英一
情報政策課長	鎌田 伸次
国民スポーツ大会準備課長	井上 大輔

総務部

総務部長	吉村久人
危機管理統括監	藪田亨
総務部次長 (総務・市町村担当)	日高幹夫
県参事兼総務部次長 (財務担当)	小堀和幸
危機管理局長 兼危機管理課長	温水豊生
総務課長	園山俊彦
部参事兼人事課長	田村伸夫
行政改革推進室長	長谷川武
財政課長	石田渉
財産総合管理課長	蕪美知保
防災拠点庁舎整備室長	中武英俊
税務課長	三井芳朗
市町村課長	日高正勝
総務事務センター課長	齋藤謙
消防保安課長	佐藤勝重

事務局職員出席者

議事課主任主事	渡邊大介
総務課主事	合田有希

○野崎委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部の入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○渡邊総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の委員会資料を御覧いただきたいと思っております。

表紙をおめくりいただきまして、左側の目次を御覧ください。

Iの予算議案につきましては、右側の1ページに記載しておりますけれども、議案第1号関係でございます。

1の繰越明許費補正(追加)でございますけれども、1,400万円の繰越しをお願いするものであります。これは、県有スポーツ施設整備事業の陸上競技場の整備において、関係機関との調整に日時を要したことにより、翌年度への繰越しをお願いするものであります。

次に、2の債務負担行為補正の追加でございます。3つございますけれども、上の2つにつきましては、宮崎県男女共同参画センター及び県立芸術劇場の指定管理者による管理運営費について、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

3番目の県有スポーツ施設整備事業につきましては、体育館整備事業について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

左側の目次にお戻りいただきたいと思っております。

IIの特別議案でございます。公の施設の指定管理者の指定についてでございますけれども、これは、今年度をもって指定管理者の指定期間が終了することとなります宮崎県男女共同参画センター、そして県立芸術劇場につきまして、令和3年度以降の指定管理者の指定について議

会にお諮りするものでございます。

以上が議案の概要でございます。詳細は担当課長から御説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

次に、Ⅲのその他報告事項でございますが、記載のとおり、5件の報告事項がございます。こちらにつきましても詳細は後ほど担当課長から御説明させていただきます。

なお、本日は、県民生活・文化祭担当次長の酒匂重久が本委員会を欠席させていただいております。御了承をお願いしたいと存じます。

私からは以上でございます。

○野崎委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○井上国民スポーツ大会準備課長 常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

国民スポーツ大会準備課の議案第1号補正予算案について御説明いたします。

まず、1、繰越明許費補正(追加)であります。これは、現在、県有スポーツ施設整備事業の陸上競技場整備に伴い、山之口運動公園周辺におけるアクセス道路の整備に取り組んでいるところでございますが、関係機関との調整に日時を要したことから、翌年度への繰越しをお願いするものであります。繰越額は1,400万円でございます。完成は令和3年6月30日を予定しております。

次に、2、債務負担行為補正(追加)であります。表の一番下、県有スポーツ施設整備事業(体育館整備事業)につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものであります。詳細につきましては、資料の2ページで御説明いたします。

まず、1、概要であります。国民スポーツ大会に向けて延岡市に整備する体育館につきまして、令和3年3月に建設工事を発注するため、債務負担行為の設定を行うものであります。次に、2、限度額につきましては、89億1,000万円でございます。次に、3、期間につきましては、令和2年度から令和7年度までであります。

次に、下の参考であります。事業概要につきましては、構造はRC造で、屋根部分は鉄骨と木材を組み合わせたハイブリッド構造であります。階数は地上2階、延べ床面積は1万2,980平方メートル、主な機能はメインアリーナ、サブアリーナほか記載のとおりでございます。

次に、事業費内訳につきましては、建設工事費83億円、解体工事費3.7億円、工事監理費等2.4億円でございます。

なお、解体工事につきましては、建設工事と併せて県が一括して発注いたしまして、延岡市が費用を負担することとしております。

次に、今後の主なスケジュールであります。令和3年2月に令和3年度当初予算におきまして、再度債務負担行為議案を提出することとしております。これは、今年度中に契約締結までに至らないことによるものであります。以下、令和3年3月に入札公告、同年9月に契約議案の提案、令和5年4月にサブアリーナ完成、令和7年9月にメインアリーナ完成を予定しております。

次に、3ページが配置図であります。

図の左手、西側にメインアリーナ、東側にサブアリーナを配置することとしております。

最後に、4ページが完成イメージ図となっております。

説明は以上でございます。

○山崎生活・協働・男女参画課長 委員会資料

の6ページをお願いいたします。

議案第1号及び議案第13号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定に係る議案は議案書の39ページになります。こちらの委員会資料で説明させていただきます。

当センターの次期指定管理候補者選定につきましては、6月の常任委員会で募集方針等の概要を御説明したところですが、今回、指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法及び公の施設に関する条例の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

まず、1の施設の概要であります。2の設置目的は、情報提供や啓発などにより、地域における男女共同参画社会の形成に寄与することとなっております。3の現指定管理者は、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構であります。

次に、次期指定管理についてであります。2の指定管理候補者は、現管理者であります特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構、また、3の指定期間は、令和3年4月から令和6年3月までの3年間としております。

続きまして、4の選定概要であります。

(1)の公募の状況であります。①のとおり、7月6日から9月7日まで募集を行った結果、②の申請者は、現指定管理者の1法人でありました。

次に、(2)の指定管理候補者の審査方法であります。①の審査の流れの表を御覧ください。まず、表の1つ目の県の書類審査を経た後、2つ目の外部委員で構成されます選定委員会におきまして、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施いたしました。その

後、3つ目の県の選定会議におきまして、選定委員会の審査結果を選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかを確認し、県において指定管理候補者を選定いたしました。

7ページをお願いいたします。

②の選定委員会委員及び③の選定会議委員の構成につきましては、それぞれ表に記載のとおりであります。

④の選定基準・審査項目・配点につきましては、住民の平等な利用の確保などの4つの選定基準と、それぞれの基準について審査項目と配点を設けたところです。

8ページをお願いいたします。

(3)の審査結果及び選定理由であります。

まず、①の指定管理候補者選定委員会における審査の結果は395点であり、委員合計500点の6割である最低基準点の300点を満たしております。

次に、②の指定管理候補者選定会議における確認の結果は82点であり、100点満点の6割を満たしており、選定委員会の審査結果と相違ないことを確認いたしました。

次に、③の選定理由であります。ただいま御説明しましたとおり、選定委員会の審査及び選定会議での確認の結果、最低基準点を満たしていること、男女共同参画社会づくりの重要性等を十分理解した上で、適切な事業計画が提出されていること、施設の管理運営を適切かつ着実に実施する能力を有していると認められますことから候補者として選定したところであります。

最後に、5の指定管理候補者からの提案内容であります。

(1)の指定管理料につきましては、提案額

が年額3,430万7,000円、3年間で1億292万1,000円であり、基準価格と同額となっております。

なお、今回の指定に伴いまして、債務負担行為の追加が生じますことから、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計予算」の限度額の設定も併せてお願いをしております。

次に、(2)の収支計画につきましては、3年間の内訳は表のとおりであり、各年度で収支差額がゼロとなっております。

次に、(3)に県民サービスの向上等に係る提案につきまして記載しております。下線が引いてある項目が新たな取組となっておりますが、一部につきましては今年度から実施しているところであります。

主なものとしまして、①の情報提供につきましては、若年層を主なターゲットとして、LINEなどのSNSの積極的な活用による情報発信の強化など、②の啓発につきましては、遠隔地でも講座が受講できるよう市町村等と連携して、サテライト会場の設置やオンライン受講の取組推進など、次のページになりますが、③の相談につきましては、電話、面接相談に加えて、メールによる相談受付などに取り組むこととしております。

説明は以上であります。

○兒玉みやざき文化振興課長 委員会資料の10ページをお開きください。

議案第1号及び議案第14号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

県立芸術劇場の次期指定管理者を指定することについて、地方自治法及び公の施設に関する条例の規定により、県議会の議決をお願いするものであります。

まず、1の施設の概要であります。設置目的は、県民文化の拠点として多様な文化活動を

促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与することであり、現指定管理者は公益財団法人宮崎県立芸術劇場であります。

2の次期指定管理候補者は、現管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場、3の指定期間は、来年4月から令和8年3月までの5年間としております。

4の選定概要であります。(1)の公募の状況ではありますが、7月6日から2か月間募集を行いまして、現指定管理者の1法人から申請がありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法ではありますが、先ほどの男女共同参画センターと同様の手続を経た上で、県において指定管理候補者を選定いたしました。

11ページを御覧ください。

②の選定委員会委員及び③の選定会議委員については、記載のとおりであります。

④の選定基準・審査項目・配点につきましては、住民の平等な利用の確保など6つの選定基準と、それぞれ審査項目と配点を設けたところです。

12ページをお開きください。

(3)の審査結果及び選定理由であります。

まず、①の指定管理候補者選定委員会における審査の結果は、500点満点中423点であり、最低基準点の300点以上を満たしております。

次に、②の指定管理候補者選定会議における確認の結果は、100点満点中82点であり、最低基準点の60点以上を満たしており、選定委員会の審査結果と相違ないことを確認いたしました。

次に、③の選定理由でございます。最低基準を満たしていること、また、国際音楽祭や県民文化振興事業の趣旨、特に今回から審査項目に

追加いたしました県民への親しみやすさと裾野の拡大の重要性について理解し、企画及び実施能力を十分に備えているものと認められること、そして、施設の管理運営を適切かつ着実に実施する能力を有していると認められるとともに、新たな取組が積極的に提示されていることなどによりまして選定したところであります。

次に、5の指定管理候補者からの提案内容であります。

(1)の指定管理料については、提案額が年額4億8,433万5,000円で、県が積算しました基準価格との差額は年額150万円となっております。5年間では24億2,167万5,000円となっております。

なお、先ほどの男女共同参画センターと同じく、債務負担行為の追加が生じますことから、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)」の限度額の設定も併せてお願いしております。

(2)の収支計画でございますが、指定期間である5年間の収支は表のとおりでございます。

最後に、13ページの(3)の県民サービスの向上等については、①の施設利用関係と②文化事業関係に分けて記載しております。

施設利用関係につきましては、新たに貸館の利用申込みに係るインターネット申請や友の会制度の見直し——これは、年会費2,000円の一律の今の制度を見直しまして、サービス内容に応じて段階的な会費を設定するものです。また、フリーWi-Fiの設置などに取り組むこととしております。

文化事業関係につきましては、これまでも音楽祭での500円コンサートなど、子供さんですとか初めての方でも足を運びやすい企画が展開されてきておりますけれども、さらに裾野を広げ

る観点から、公演等のインターネットによる配信の実施、公民館などコミュニティ施設との連携強化、そして、音楽祭におけるプログラム・プランナー体制の構築——これは、これまでの音楽監督制度に代えまして、著名な指揮者、演奏家等をプログラム・プランナーとして起用しますとともに、複数の演奏家等がプランナーを支えながら複数で企画に参加するというものですが、こういった新たな取組を掲げております。

説明は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○来住委員 指定管理の問題で、男女共同参画センターもそうですし、県立芸術劇場もそうなんですけど、例えば男女共同参画センターで見ますと、8ページに指定管理料の提案額として3,430万7,000円とあります。同じ金額で基準価格というものもあって、基準価格というのは県から基準として示されていると思うんです。そして、支出のほうになりますと、管理費が2,380万8,000円と。この管理費の中に当然9名の職員の皆さんの給与が入っていると思うんです。そこでお聞きしたいのは、基準額を決定して提示するとき、例えば労働条件とかそういうものは提示されるんでしょうか。例えば、9名の中に正規の職員と非正規の職員がいらっしゃるかどうか。そして、今度は非正規の中でも、給料についてはもちろん最低賃金という基準がありますから、当然それを下回っては絶対に駄目なんですけど、そういう労働条件の基準は示されているんでしょうか。県のほうから示しているのかをお聞きしたいんです。

○山崎生活・協働・男女参画課長 指定管理者を公募するときには、一応、県の基準額を総額でお示ししております、その中で自由にとい

いますか、それぞれの候補者、手を挙げる団体が例えば管理費をこれぐらいにするとか、事業費をこれぐらいにするとか、そこはいろいろと御提案をいただく中でその経費につきましても提案をしていただいているところでございます。

○来住委員 そうすると、この場合は基準額が年額3,430万7,000円と提示されているわけですが、その内容についてはもう全く——例えばこの場合だったら職員が9名とか、その数とかも申請側にお任せするわけですか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 金額としては先ほど御説明しましたとおり総額でお示しをしまして、県のほうでは事業内容、例えば男女共同参画センターでいきますと、啓発としてはこういうことをやっていただきたいとか、あと交流事業ではこういったものを考えて御提案いただきたいとか、そういった事業の内容についての提案についてはそれぞれ手を挙げる団体をお願いをするんですけれども、委員のおっしゃった人数とか、それから例えば常勤、非常勤とか、そういったことにつきましては特に県のほうからは提示しておりません。

○来住委員 基準価格の3,430万7,000円というのは、具体的にこのくらいかかるだろうと想定をされて当然計算されているはずですが、もちろん皆さんの基準を示されて、それ以内で向こう側は事業を提案されてくると思うんですけど、労働条件はもう少し一定の枠をしっかりと決めてあげないと、9名ではなくて、じゃあ5名で頑張れということになったりすると思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 基準額を県のほうで積算して決めていくわけなんですけれども、例えば、県内で人件費がどれくらいかかるとか、事業費でどの程度経費を要するとか、

そういう積上げをいたします。そして総務部の担当部局等と調整をしながら、最終的な県の基準額を決定していくわけでございます。

先ほど申し上げましたとおり、募集する際は一応総額で示すんですけれども、実際、申請をされる団体が管理的経費とか事業費を細かく積算してまいりますので、県の積算した内容と比較してどうかということにつきましては、指定管理候補者選定委員会とか、県で設けています選定会議におきまして、大きく相違がないかといったところの確認はしているところでございます。

○来住委員 勉強不足でよく分からないんですが、私が言いたいのは、公金を使って、非正規をいっぱい雇って、それでワーキングプアをつくるようなことはしないほうがいいと思うものですから、そういう点から見たときに、例えば、現在の指定管理者の職員数は9名となっているんですけど、現在は何名なんですか。そして、その中に非正規が何人いらっしゃるんですか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 現在のセンターの職員につきましては、ここに書いてある9名でございまして、その中で正規の職員が7名おります。そして、非常勤が1名、もう1名は、指定管理とは違う委託事業を県が発注しておりまして、その中で任用している職員が1名ということで、その方も含めると、非常勤の方が9名中2名ということになっております。

○来住委員 分かりました。何か分かったようで分からなかった。

○坂口委員 実際、指定管理で何を求めるかという、目的を達するためのサービスの質と量です。あとは、中がどうであるというのは、それは手段であって、県民は手段を買おうとはしていない、求めようとはしていない。だから、

理想的なものを構築していくための一つの人的体制にこだわるべきかどうかは難しい問題だけど、少なくとも県費を払ってこちらに代償としてもらおうとするのは、目的を達するための質だと思うんです。だから、そのところは少し考え方が難しいと思うんです。あとは、労政サイドの問題で、これはなかなか僕もどちらというのは難しいんですけども、そのところの整理が要るのかなというのが一つです。

次に、これは検討課題として言っておきたいと思うんですが、これは両方ですけど、審査項目の評価対象に「類似事業等における実績」という項目があります。これが男女共同参画センターのほうでは100分の30配点された評価項目としてあって、これが3～5年の期間で3～4回ぐらい継続していった場合、この実績というのは、ほかの団体はだんだん難しくなっていくって思うんです。そうすると、独占市場になってしまう可能性を含んでいる。特に県立芸術劇場とかは、大概1社ぐらいしか参入してこない。だから、これが評価対象でいいのかと思う。これは参加条件として、こういう経験を持っていけば参加できますとしておかないと、ここが致命的なものになってしまうと思うんです。ここで2～3点違ってくれば、価格競争というものがどのぐらい機能していくかは分からないけど、価格でひっくり返すためにはかなり無理をしていかないと勝てなくなる。それが何回か続いていくと独占市場になってしまう危険性があると思うんです。県立芸術劇場の場合も、配点の100分の20の中の一つです。

そこら辺は物すごく慎重に扱わないと、これは長い目で見たら、そこが一強になってしまう危険性をはらんだ評価の仕方だと思うんです。だから、参入するためには実績を持っていけば

いいと、東京でも北海道でもどこでもいいですよという、まずは勝負に参加するための入り口の条件ぐらいにして、加点すべきかどうかは今後の課題ではないかなという気がするんです。

それと、県立芸術劇場なんかは、ライバルがいなくて1社になると思うんです。そのときの基準価格、上限を拘束するための価格かどうかは分からないんですけど、基準価格を示すとすると、限りなくそこに近づけられるじゃないですか。この場合は99.6%です。土木工事だったら談合がやられたんじゃないかと、限りなく談合だと言われる数字で来れるということです。だから、そのところをどうやるかとなったら、これはむしろ随意契約にして、相手にも見積りをやらせる。県も上限の金額を持ちながら、その中で、これについてはこれでやれるでしょうということをやりながら、金額を少しでも落としていく、そして質は落とさない。そのための第三者が入る選定委員会というのはそこら辺が見れるような、見積りができるような人たち、随意契約で価格交渉していただくような方法とかをやっていないと、これは独占市場になっていってしまっ、しかも基準価格を示せば限りなく100%になるということ。もともと指定管理制度は極力経費を節約しながらいいものを得ようというところが目的ですから、それを見失ってしまうような気がするんです。もう随分歴史を持ってきて、ここ辺が検証のしどころではないかなと思うんですけど、特に特殊な管理対象の案件になった場合は、どうですか、評価の在り方について研究すべき時期に来ているんじゃないですか。

○**兒玉みやぎ文化振興課長** まず最初に、委員から指摘がございました審査項目の中の類似事業等における実績でございますけれども、こ

ちらは実績がない場合でもそれを補うような対策の提案があれば評価するというので我々は考えておりましたが、先ほどの御指摘を踏まえて、今後、審査項目に入れるかどうかとか、その辺りはまた総務部等とも相談しながら今後に生かしていきたいと思えます。

あと、価格の面ですけれども、確かに御指摘のとおり、特に県立芸術劇場につきましては、5億円弱という大きな金額を指定管理料としてお支払いすることになりますので、経費節減という点は非常に大きな課題だと考えております。今回、指定管理料の基準価格4億8,583万5,000円を積算する段階で、前回に比べて消費税が上がりましたけれども、その上がり幅よりも抑えて、執行部のほうでも基準価格はかなり抑えたとは考えております。それでも5億円近い金額となっております。次が4期目ですけれども、これまでずっと同じところが落として決定をされておまして、2期目からは1社だけが手を挙げてきているというところですので、確かに競争性というところは課題になってきているかと思えます。今回も基準価格と指定管理候補者が実際に示してこられた金額との差はわずか150万円ということで、委員が言われるとおり、どうしても高止まりしてきていると思えます。

ただ、本県の指定管理制度では、一応公募が前提という形で、候補者が示された基準価格で契約していくことになっております。しかし、もう20年たちますので、またそこは総務部と新しい指定管理の在り方とか、その辺りを相談して、次の指定管理の公募の時期までにいろいろと検討していきたいと思えます。

○坂口委員 金額のことで言えば、まず公募をする、そして1社だけになったときには提示された金額で契約するしかないけれども、競争が

ないときに随意契約に切り替えることができれば、会計法でも地方自治法でも今度は価格交渉ができるんです。随意契約でなかったら、提示された金額で契約するしかない。

どこから参考価格を取られているのかは分からないけど、何らかの客観的なものを根拠に県の基準価格というものを出されていると思うんです。ここで競争の原理を導入すれば、ここからここまででこれだけの質は確保できますよという幅があると思うんです。随意契約ならその中で交渉していける、そこで合意すればその金額で契約できると思うんです。随意契約というのは、会計法や地方自治法でも認められている契約の方法ですから。

今のやり方と同じ質が担保できるのであれば、今度は少しでも安い契約金額へ持っていく、それはやらないといけない行為です。そうすると、そこは随意契約しかないわけですね。公募して、相手がこの人しかいないとなったら、そこは法的にも随意契約ができるわけです。ただ、公募でやって選考していきますというルールを固定するしかないのなら随意契約には持ち込めないけど、まず参加希望者を募って1社しかいないときは、随意契約でやりましょうという方法が僕は多分許されると思うんです。だから、その研究ができないかなということ。厳しいことばかり言いますけど、ここに県民への親しみやすさと裾野拡大ということを入れてくださったことについては、僕は物すごくうれしい評価をしています。ただ、検討の余地がそこにはないかなと思ってます。

○渡邊総合政策部長 今、御意見をいただいた指定管理者制度につきましては、これまでも議会の皆様からいろんな御意見をいただいて、制度の仕組みも少しずつ工夫改善をしてきたとこ

ろでございます。20年が経過する中で、今、御指摘のあったような点も出てきているものと思いますので、総務部ともしっかりと話をしまして、今後の在り方について検討してみたいと思っております。

○佐藤委員 指定期間が男女共同参画センターは3年、県立芸術劇場は5年となっていますが、この3年、5年というのはどういう理由で異なっているんですか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 指定期間につきましては、総務部が指定手続等の手引というのを定めておりまして、その中で期間につきましては、原則としておおむね3年から5年の範囲内で定めることになっております。

指定期間が3年間となる施設でございますけれども、一応総務部としましては、施設の維持管理でありますとか、業務につきまして定型的なものが多い、そういった業務を持っている施設につきましては、ノウハウの蓄積や人材の育成・確保をさほど要しない施設という考え方からおおむね3年としているようでございます。

男女共同参画センターにつきましては、一応、テーマごとに企画力が必要であるとか、専門性が求められるとか、そういったところはあるんですけれども、導入以来ずっと3年間で運用をしておりますので、今回も内部で検討をしたんですけれども、状況が当時からあまり変わっていないということで、今回も3年間としたところでございます。

○兒玉みやぎ文化振興課長 指定期間の件でございますが、県立芸術劇場につきましては、第1期から5年間としております。その理由ですけれども、先ほど生活・協働・男女参画課長が申し上げましたが、芸術劇場につきましては定例的な業務に加えまして、音楽祭をはじめ、

様々な事業の企画をする必要がございますので、専門的な知識が非常に重要視され、その専門性を発揮するには職員の人材育成にも時間がかかるということで、当初より5年間という指定期間で設定をしております。

○佐藤委員 分かりました。

○太田副委員長 部長が答弁されましたので、その点は今後検討できることがあればよろしくをお願いします。それで、事務的なことで確認をさせてください。基準価格のことですが、前回の基準価格と今回の基準価格は幾らか差が出ているんですか、同じなんですか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 男女共同参画センターにつきましては、今回が6期ですので、前は5期になるんですが、5期の指定管理料は3,105万6,000円となっております。

○兒玉みやぎ文化振興課長 県立芸術劇場ですが、今期の基準価格4億8,583万5,000円に対しまして、5年前ですけれども、前期につきましては4億7,791万6,000円となっております。消費税の関係で金額としては上がっております。

○太田副委員長 分かりました。消費税ということでそんなに差はないんだろうなと一応理解しておきます。

それで、来住委員も言われたように、管理費とか、特に芸術劇場なんかは夢をつくっていくところだから、無形のものもあって、金額的にどういう基準がいいのかというのはなかなか難しいだろうなという思いもあるんですが、今回はこの額でやれるんじゃないかというその辺の基準価格の積上げについての考え方はどうかなと思って。この金額でいこうと決定した考え方なりでも教えていただければ。

○山崎生活・協働・男女参画課長 資料の8ページの5、提案内容に収支計画がございますけ

れども、例えば令和3年度で見ますと、支出の内訳は、管理費が2,380万8,000円、事業費が1,049万9,000円となっております。基準価格を積み上げる際に、男女共同参画センターの場合はどちらかというところ施設の維持管理という側面が弱くて、男女共同参画の拠点づくりという役割を担っているものですから、事業内容としましては、県民への情報提供や啓発、それから相談を軸とした事業を展開していただくということから、特に人件費が大きな割合を占めるということで、基準額を設定する際にはそこを厚くする形で積算しております。あと、事業費も書いてあるんですけども、この中でも例えば事業に付随する電話料やパソコン、ファクスのリース料とか、先ほど話に出ました消費税が上がったところとか、そういった固定経費も多かったものから、そういったところについても積算の中でしっかりと見ているところでございます。

○兒玉みやざき文化振興課長 県立芸術劇場につきましても、管理費、事業費ともに県のほうでこれぐらいの経費が必要だということで基準価格を算定しております。管理費のほう職員の人件費ですとか、あと建物を管理するための清掃や警備など、いろいろな委託料がございます。そういった警備の経費ですとか、あと光熱水費、そういったものをこれまでの実績に応じて算定しております。特に管理費のほうですが、最近、人件費の上昇で警備関係ですとか清掃関係の人件費が増えているということで、そういった企業に委託する際の委託料が上がってきているということでしたので、そちらについてはこれまでよりも経費として高くなるだろうということで積算しております。事業費のほうにつきましては、募集するに際しまして、例えば音楽祭はコンサートを何回ぐらいやってく

ださいとか、自主事業はこれぐらいやってください、あとアウトリーチということで積極的に外に出てくださると、いろいろと事業の大まかな指定はしてきておりますので、それぞれに対してどれぐらいの経費がかかるのかというのを過去の実績も見ながら、それぞれに積算をして積み上げたものが基準価格になります。

なお、劇場につきましては、これぐらいかかるだろうという総額から利用料金——貸館のときの室料ですとかそういったものを引いております。その利用料金につきましても、過去の実績を見まして、前回よりも利用料金をもっと高く徴収することができるだろうということで、今回はその利用料金の金額を多めに差し引く形にしたりとか、そういうふうに必要なところは高く、節減できるところは低くというような形で積算しております。

○太田副委員長 分かりました。私が聞いたかったのは、特に事業費のほうは、過去の実績を見ながら今回はこの辺でいいだろうという、その辺でいいだろうというところがなかなか難しいだろうなという思いがあるんです。美術とか芸術活動といったらこういうこともやりたいとかいうのがいっぱいあったりする、それに枠をはめないといけないというところがあるから、事業費の基準価格の積算もなかなか難しいだろうなと思います。

先ほどの来住委員の質問の関連なんですけど、管理費の決算というのは行政もチェックされるんですよね。指定管理候補者選定委員の方々も決算は見られるんでしょうか。そこで働いている人がどんな賃金体系なのかとかいうのは分かる立場にあるんですか。

○山崎生活・協働・男女参画課長 選定委員会を開催する際には、指定管理に手を挙げた団体

から様々な資料を頂きます。その中に決算書も入っておりますし、それから、それぞれの組織の定款でありますとか、就業規程とか、そういったいろんな規程を1冊のファイルにまとめまして、それを会議の前にあらかじめ委員のところにお持ちして、これをお願いしますということをやっておりますので、その辺の詳細な資料につきましては委員のほうに提示をしているところでございます。

○太田副委員長 分かりました。もう公にぴしっとなっているということであれば、その中でいろんな判断をされる委員もいらっしゃると思いますし、来住委員が言われたように、できるだけ賃金が上がる方向に行ったほうがいいですよという気持ちがあると思うんです。その辺もうまく調整されるんだろうなとは思いますが。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○渡久山総合政策課長 委員会資料の14ページでございます。

総合政策課からは、県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和元年度実績等について御説明申し上げます。

県では、広い意味での地産地消を推進することによりまして地域経済の循環を図り、また地域経済活性化を促進する観点から、県内企業への優先発注等を推進するとともに、民間事業者等に対しても同様の観点での協力を要請していくために、平成26年2月に実施方針を定めておりまして、全部局での発注実績を毎年この時期に調査いたしまして御報告を申し上げておりま

す。

1の概要でございますが、調査内容は、公共工事関係、情報システム調達関係、物品等調達関係、その他委託・使用賃借の4分野となっております。

(2) 調査結果の概要でございます。一部の分野で、特別な事情により発注率が前年に比べて若干下がっているものはございますけれども、全体的には、金額・件数とも昨年度あるいはここ2～3年と同水準でございまして、各部局における取組が定着してきていると考えております。

ここからは、調査結果の詳細について御説明を申し上げます。

2の(1) 公共工事関係でございます。実施要領に基づきまして、発注は特殊な工事などを除いて原則として県内企業といたしております。発注率は、引き続き一定の高い水準を維持しております。下の主な取組にありますように、さらに一步踏み込んだ地産地消の推進にも取り組んでおります。例えば、地産地消を評価いたします総合評価落札方式につきましては、昨年度62件の施行がございました。

15ページにお移りください。

(2) 情報システム調達関係でございます。見ていただきますと、支店等を含む県内発注率について、平成30年度に54.9%だったものが令和元年度は47.1%となっており、低下しております。これは、平成30度の発注率が若干高いのが少し特殊でございました。平成30年度は、病院局におきまして電子カルテシステムの改修として10億円余りの発注が、県内に支店を有する県外の企業に対して行われております。このことによりまして、平成30年度の支店等を含む県内企業への発注率が一時的に膨らんだことによ

るものです。令和元年度は平常ベース、47～48%に戻ったとの理解でございます。この分野では、どうしても県外への発注が若干高い傾向にあります。ホームページ作成など、県内企業が対応でき、かつ、一定の入札可能業者が確保される場合には、入札参加者を県内企業に限定するなど、少しでも県内発注率を高める努力を継続的にいたしております。

次に、(3)の物品等調達関係でございます。例年申し上げておりますように、ここでは病院局関係の発注が金額ベースで全体の8割を占めておりまして、どうしても16～17%程度の県内発注率にとどまっておりますが、県内企業で対応可能な物品は県内企業からの調達を優先することを各部局に毎年呼びかけ、取組を進めているところでございます。

最後に、(4)のその他の分野でございます。この分野で昨年度との違いを見ていただきますと、上から3段目のリース等の使用賃借に係る発注率が昨年度に比べて若干低下しております。これは、県立学校におきましてかなり大きい空調設備のリース契約をいたしました。その際に、3者契約を結んだ相手方のリース元が県外のクレジット会社であったことによりまして発注率が少し下がっております。ただし、この3者契約を行いました際の空調設備の施工については、いずれも県内の業者に発注しております。

3、今後の取組でございますが、県では取組事例集を作成して各部局にこの取組を促しております。令和2年度にこの取組事例集を更新しまして共有いたしております。また、地産地消県民会議を通じて関係団体への働きかけもいたしております。広い意味での地産地消の推進の取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大東総合交通課長 総合交通課からは、宮崎カーフェリー株式会社の新船建造について御報告いたします。

委員会資料16ページをお開きください。

まず、1の建造状況についてでございます。会社におきましては、昨年12月に締結しました建造契約に基づいて造船会社と設計作業を進めておりまして、このたび、その内容がおおむね固まったところでございます。

(1)の①基本スペックを御覧ください。主な内容としましては、全長が194メートル、トラック積載台数は163台となりまして、これに併せて電源数も29増やし、130台分を確保しております。また、個室化を図ることによりまして、旅客定員数は576名と現船よりも少なくなります。

次に、②の側面図・各階概要ですけれども、船体は7層構造となっており、地下階が乗用車、1、2階がトラック、3、4階が客室と、現船と同様の構成となっております。

右のページを御覧ください。

(2)の①客室配置でございます。客室につきましては、個室を増やしつつも、スポーツ合宿などの団体利用ニーズも底堅くありますので、そういったニーズにも対応できるよう、図の3階右側の船首側に2等寝台の広間と書いてあるとおり、いわゆる雑魚寝の部屋も準備する計画となっております。同じく3階の左側、船尾側には一般客とは分けた形で個室のドライバー室を配置することとなっております。

客室構成は②のとおりとなっております。個室率は51%の予定となっております。

18ページをお開きください。

(3)の船体の安全性についてでございます。昨年の議会でも御説明いたしましたとおり、

今年の1月以降の建造契約に係る旅客船につきましては、船体の安全基準が強化されております。宮崎カーフェリーの新船契約は昨年中の契約でありましたので、改正前の基準が適用されることにはなりませんけれども、会社においては、より安全性の高い船となるよう、設計に当たって可能な限り新基準を充足するよう対応したところでございます。

旅客船の設計におきましては、特定の損傷を想定し、損傷した場合に船舶が残存する確率、これを船舶残存確率と言いますけれども、この数値が一定水準以上となるよう求められております。今回の改正では、その算出式などが変更されております。

まず、①の設計上の対応といたしまして、水面下に位置します乗用車倉の内壁を二重にすることで浸水を防止する、あるいは、ヒーリングバラストタンクというタンクがありますけれども、それを分割する、また、機関室の細分化——部屋を分けるといったことで区画を分割したり統合することにより、損傷時における浸水や傾斜を軽減する工夫を行っております。

あわせて、表の下、②にありますけれども、設備の新設といたしまして、浸水を船外に排出するための排水ポンプの能力を強化する、あるいは、浸水時の傾斜を軽減する装置を導入するといったような措置を取っております。

これらの対応によりまして、③の新基準の充足状況にありますとおり、船の横側の損傷における様々な想定事例、具体的には876のケースを想定しまして、そのうち1ケースのみ新基準を充足できない区画がありますけれども、全体的には新基準をおおむね達成する安全性が確保できたと考えております。

最後に、2のスケジュールについてでございます

ます。今回設計が固まりましたことから、今月に1隻目、来年5月から2隻目の建造に取りかかりまして、令和4年5月、さらに同年10月にそれぞれ就航の予定となっております。

説明は以上でございます。

○水口交通・地域安全対策監 第11次宮崎県交通安全計画の策定について御報告いたします。

委員会資料の19ページをお開きください。

まず、趣旨であります。交通安全対策基本法第25条におきまして、都道府県は、国の基本計画に基づき、交通安全に関する総合的な施策等を定める計画の策定が義務づけられております。このため、現在、国が策定しております基本計画に基づいて、令和3年度を始期とする第11次宮崎県交通安全計画を策定するものでございます。計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となります。

計画の概要は、本県における交通安全に関する施策の大綱を定め、計画の最終年となる令和7年までの交通事故死者数等の目標数値を設定し、そのために講ずべき対策を示すこととしております。

次に、基本理念であります。人優先の交通安全思想を基本としまして、交通事故を構成する人・交通機関・交通環境の三要素に対する各種施策の推進、情報通信技術の活用、救助・救急活動及び被害者支援の充実などにより、交通事故のない社会を目指すものであります。

最後になりますが、今後の予定であります。令和3年2月にパブリックコメントを実施し、その後、同年5月に、県、警察本部、市町村、運輸支局、JR等がメンバーとなっている宮崎県交通安全対策会議で計画を決定しまして、6月の定例県議会の総務政策常任委員会におきまして報告させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○後藤人権同和対策課長 「宮崎県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の骨子（案）について御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の20ページをお開きください。

本条例に関しましては、本年7月の総務政策常任委員会におきまして、制定の着手について御報告したところでありまして、本日は、その後の取組と条例の骨子案について御報告させていただきます。

まず、1、制定の趣旨でありまして、前回の報告と同様でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、2、これまでの取組でありまして、前回報告後、9月30日と11月10日の2回、外部有識者によりまして検討委員会を開催し、構成員に書いております委員の皆様から専門的な知見に基づいた御意見を賜り、活発な御議論をいただいたところでありまして、検討委員会が出された御意見を踏まえて調整を図りながら条例の骨子案を取りまとめております。

次に、3、条例の骨子案でありまして、21ページ以下を御覧ください。

この条例の構成は、前文と23項目から成っております。21ページが前文、22ページから26ページが第1章総則として11項目、27ページから30ページが第2章基本施策として12項目となっております。

順に御説明いたします。

まず、21ページの前文（条例制定の背景）であります。この条例では、県民の皆様が犯罪被害者等支援の必要性を明確に意識していただくため、制定の趣旨と目的を前文で分かりやすく示しております。

次に、22ページの第1章総則の1、目的であります。この条例が目指すものは、4行目の「もって」以下になりますが、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、完全な回復が難しい場合は被害の軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ることと犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することの2つになります。

次に、2、定義であります。この条例の中で用いられる用語について定義するものであり、5つの用語を定義しております。

次に、23ページの3、基本理念であります。

(1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されなければならないこと、(2) 犯罪被害者等が受けた被害または二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切な支援が行われなければならないこと、(3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されなければならないこと、(4) 関係機関の相互の連携及び協力の下で推進されなければならないことの4つになります。

続いて、4、県の責務、24ページの5、市町村の責務、6、県民の責務、7、事業者の責務、25ページの8、民間支援団体の責務と犯罪被害者等の支援におけるそれぞれの主体の責務を定めております。

次に、9、連携協力であります。犯罪被害者等の支援が国、県、市町村、民間支援団体等、様々な主体に及ぶことが想定されるため、緊密に連携し、相互に協力して犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、犯罪被害者等の支援を実施するよう努めるとしてお

ります。

次に、26ページの10、基本計画であります。条例に基づき、具体的な犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するための、県の基本計画の策定について定めております。

次に、11、財政上の措置であります。犯罪被害者等支援施策を推進するため、県として必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとしております。

次に、27ページの第2章基本施策の12、相談及び情報の提供等であります。犯罪被害者等その他必要と認める者が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、援助に精通している者を紹介するなど、必要な施策を講ずるとしてしております。

次に、13、心身に受けた影響からの回復であります。犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるとしてしております。

次に、14、日常生活の支援であります。犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、例えば、病院等への付添いなど、必要な施策を講ずるとしてしております。

次に、28ページの15、安全の確保であります。犯罪被害者等が加害者からの再被害、報道機関や近隣住民等からの二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護や施設への入所による保護、防犯に関する指導・助言、個人情報等の適切な取扱いの確保など、必要な施策を講ずるとしてしております。

次に、16、居住の安定であります。犯罪被害

者等が犯罪等により従前からの住居に居住することが困難となった場合や、犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった場合における救済の観点から、県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供など、必要な施策を講ずるとしてしております。

次に、17、雇用の安定であります。犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるなど、必要な施策を講ずるとしてしております。

次に、29ページの18、保護、捜査、公判等の過程における配慮等であります。犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査または公判等の過程において、名誉または生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的な知識または技能を有する職員を配置し、または関係機関に協力を求めるなど、必要な施策を講ずるとしてしております。

次に、19、経済的負担の軽減であります。犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、収入が減ったり、支出がかさんだりして、経済的な困窮に直面する状況があることから、経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言など、必要な施策を講ずるとしてしております。

次に、20、県民及び事業者の理解の増進であります。犯罪被害者等をめぐる状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について県民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実など、必要な施策を講ずるとしてしております。

次に、30ページの21、学校における教育であります。子供の頃から犯罪被害者等を社会全体で支えていく県民の意識の醸成を図るため、学

校において犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性等に関する教育が行われるように、講師の派遣など、必要な施策を講ずるとしております。

次に、22、人材の育成であります。犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修の実施など、必要な施策を講ずるとしてしております。

最後に、23、民間支援団体の活動の支援であります。民間支援団体の適切かつ効果的な活動の推進を図るため、民間支援団体に対し、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言など、必要な施策を講ずるとしてしております。

再度、20ページにお戻りください。

5、今後の取組であります。今後、パブリックコメントを1か月間実施いたします。その結果を受けまして、1月に第3回の検討委員会を開催し、3月の総務政策常任委員会におきまして御報告させていただきます。その後、4月の法令審査会を経まして、6月定例県議会において議案を提案し、議決いただけましたら、4、条例の施行日にありますとおり、7月に条例の施行というスケジュールで考えております。

なお、条例を制定しました後は、条例に基づき、より具体的な取組を定めます基本計画の策定作業に取りかかることとしております。

説明は以上でございます。

○鎌田情報政策課長 宮崎県情報化推進計画素案についてであります。

委員会資料31ページをお開きください。

この計画につきましては、9月の常任委員会でも骨子案を御報告したところでございますが、今回、計画素案を作成しましたので説明いたします。

1の計画策定の趣旨等につきましては、前回の委員会で御説明しておりますので、次のページのポンチ絵を使って素案の概要を御説明いたします。

それでは、32ページをお開きください。

一番上の時代背景から4段目のこれまでの本県の情報化の取組までは、前回の説明と重なりますので、次の本県の直面する課題から御説明いたします。

御承知のとおり、本県の人口は平成8年をピークに減少を続けておりまして、ほぼ3人に1人が高齢者となるなど、未曾有の人口減少時代を迎えております。このため、暮らしや産業等を担う人材の確保が困難になることなどによりまして、安全・安心な暮らしの確保や持続可能な産業構造の構築、地域や産業を支える人財の確保といったことが大きな課題となっております。

このような中におきまして、その下のICTに求められる役割・視点にありますとおり、ICTの利活用により、本県が直面する様々な課題を解決することが期待されております。

具体的には、本県の魅力を分かりやすく情報発信すること等によります交流人口や関係人口の拡大による地域活力の維持・創出、また、デジタルマーケティングや遠隔医療等によります地理的・時間的制約の克服による市場の拡大とサービス等の質の向上、また、業務の効率化・迅速化等によります生産性向上による労働力不足の解消と競争力の強化、さらに、テレワーク等によります就労機会の拡大と多様な働き方への対応のほか、リモート化等によります3密回避による新型コロナウイルス感染拡大の防止などが期待されるところであります。

このようなICTに求められる役割等を踏ま

えまして、ICTを利活用することにより本県の抱える様々な課題を解決していくため、基本目標として、「県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる人間中心のデジタル社会の実現」を掲げ、デジタル化を進めていきたいと考えております。

なお、デジタル化はあくまでも手段でありまして目的ではないこと、また、我々の全ての活動がデジタル化で代替できないことを十分に留意しながら、その下にありますとおり、あくまでも人間尊重を基本として、誰一人取り残されることなく、デジタル化の恩恵を実感できる社会全体のデジタル改革を推進してまいりたいと考えております。

次に、施策の基本方向としましては、「行政が変わる」として、県民本位のデジタル・ガバメントの推進、「暮らし、地域産業が変わる」として、安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興、また、「情報基盤、人材が変わる」として、デジタル社会を支える情報環境の整備・充実の3つを柱として取組を進めることとしております。

33ページを御覧ください。

左側の県民本位のデジタル・ガバメントの推進についてであります。

まず、行政サービスの向上であります。多様なソーシャルメディアの活用等により県民への情報発信の充実・強化や行政手続のオンライン化、また、マイナンバー制度の円滑な運用とマイナンバーカードの普及促進などを行うこととしております。

次に、行政事務の効率化の推進であります。ICTを活用した事務効率化と働き方改革、また、個人情報保護の徹底や情報セキュリティ対策の強化などを進めていきたいと考えておりま

す。

また、国・市町村との連携であります。特に県民にとって身近な窓口であります市町村の取組が重要でありますので、専門人材が不足する市町村に対する技術的な支援を行いますとともに、今、国が進めております自治体のシステムの統一化等につきましても、市町村としっかり連携しながら対応していきたいと考えております。

次に、真ん中の安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興についてであります。

まず、暮らしの向上と教育・文化の振興であります。医療現場のICTの利活用推進等の医療分野のほか、福祉・保健や防災、地域交通、環境といった身近な生活分野における情報化を推進しますとともに、情報活用能力の育成やデジタルミュージアムなど、教育や歴史・文化分野の取組を進めていくこととしております。

次に、地域産業の振興であります。スマート農業など、本県に強みのある農林水産業やキャッシュレス化の推進など、商工・観光のほか、物流や建設といった分野の取組を推進していくこととしております。

次に、一番下の中山間地域における利便性向上であります。ICTは、特に地理的・時間的な制約の大きい中山間地域における様々な課題を解決する有効な手段となりますことから、基幹産業である農林業におけるICTの活用や、先端技術であるローカル5G等を活用した実証事業等を推進することとしております。

次に、右側のデジタル社会を支える情報環境の整備・充実であります。

まず、情報通信基盤の整備促進であります。引き続き、携帯電話や光ファイバー等の超高速

ブロードバンドの利用環境の確保や、5Gなどの新たな情報通信基盤の整備促進を図っていくこととしております。

その下の情報化を担う人材の育成・確保であります。プログラミング教育など、学校における情報教育の充実や、AI等のICT技術者の育成・確保に向けた取組を進めていくこととしております。

次に、誰もが利用できる環境の確保であります。県民誰もがデジタル社会の便益を受けることができるよう、県民の情報リテラシーの向上とICT導入相談支援やサイバー犯罪対策等の安心・安全な利用環境の充実に取り組むこととしております。

その下、別枠のデジタル社会創造プロジェクトであります。ここには、来年度の新規事業など、先駆的な事業等を記載することとしておりました。今後、その内容について関係部局と調整を行った上で最終案に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、推進体制であります。庁内の宮崎県IT推進本部、また、市町村との宮崎県市町村IT推進連絡協議会に加え、産学官等とも連携を図る新たな組織を設置し、官民の関係機関等がしっかりと連携しながら本計画を推進していくこととしております。

31ページにお戻りください。

最後に、一番下の3、策定スケジュールであります。この後、パブリックコメントを行いまして、2月の有識者会議での意見等も踏まえ、宮崎県IT推進本部で計画案の決定を行います。3月の当委員会におきまして計画案の御報告をさせていただいた上で、3月末までには本計画の策定及び公表を行うこととしております。

なお、別冊の資料1として、宮崎県情報化推

進計画素案をお配りしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

説明は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありますか。

○井上委員 県内企業優先発注のところで教えていただきたいことがあります。

仕事柄、県内の業者への発注率が低いんだということをよく言われるんですが、これを見る限りでは、公共工事の関係でいうとそんなに県内発注率が悪いとは見受けられないと思っております。金額ベースでも、件数ベースでも、公共工事の発注についてはなかなか配慮されているということがよく分かるので、ここについては安心したところですが、下請の関係は、なかなかこの数字以上にはならないというか、件数ベースでも金額ベースでもこんな状況ですか。

○渡久山総合政策課長 数字としてはこういう現状で推移しておりますけれども、公共3部におきましても、ここを少しでも引き上げるために、下請になり得る事業者へ様々な情報を提供するなど努力はしております。委員のおっしゃるように、建設工事の県内企業の発注は9割を超えている状態が続いておりますけれども、全体での底上げということでは、さらなる努力の余地はまだあると思っておりますので、引き続き進めてまいりたいと思っております。

○井上委員 これについては、例えば、宮崎県内の下請業者の技術力が足りないとか、それともほかの特別な理由みたいなのが何かあるんですか。

○渡久山総合政策課長 下請を県外に発注している場合としましては、やはり技術的な問題、それから機械の保有状況、それから技術的な面での信頼関係といったようなものがどうも挙げ

られるということでございます。その辺りを少しでも発注元に理解していただけるような努力を、県内の業者あるいは発注側も続けていく必要があるのかと思っております。

○井上委員 技術は県内の下請業者の人たちも高めていただかないといけないんです。だから、どうやってその技術力を上げていくかということについての手だてというか、そういうこともやっていただきたい。県土整備部を含めて努力していただきたいと思うのが一つ。

それから、機械のところを業者さん全体に言うのはなかなか厳しいところがあるとは思いますが、それを払拭できる手だてが何かないのかということ。

大手が取った場合に、下請をそのまま県外から連れてくるじゃないかという御意見とかをよくいただくんです。ですから、そこは鹿児島県のように、できるだけ技術の伝承を徹底的にさせるとか、そういうことをぜひやってもらいたい。これは要望ですが、そこをどう高めていくか、大手が来たとしてもできるだけ宮崎県内の業者を使っていただく、そこは常に追求していかないと、小さい業者が多い宮崎県の技術力がなかなか上がらない。そして、税金は全部持っていかれるみたいな感覚が私の中にもありますので、ぜひそこは努力をお願いしたいと思う。信頼関係の問題は、公共工事だと考えればなおさらですが、そこは県が前もって信頼をつないでいただくように努力をお願いしたいなと思います。

○渡久山総合政策課長 委員のおっしゃる課題については、我々も公共3部も同様の意識は有しておりますので、引き続き努力を続けていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○坂口委員 関連してですが、なかなか外から

見えにくいんですけど、設計に限界が来ている部分があるんです。例えば、特定の工法とかが設計に入っていると、一部の業者しかできなとかいうことがある。重機類は割とリースでどこからでも持って来れるんです。だから、問題はコンサルが描く設計が本当に県内優先でできるような工法なりになっているか。特にそこで使う特殊な資材なり何なり、そういうものが県外しかできないとなると、特許の問題をクリアして県内でやるということはなかなか難しいと思うんです。具体的に言うと、例えば橋なんかでは、PCを架けて、ワイヤーに緊張をかけて締めつける、この締めつけるところはアンカーというんですけれども、このところは特許を持っているんです。そこで、その施工方法が設計の中で条件付けられると、特許を持っているところしか入れない。これはことごとく県外の企業が持っているんです。だから、なかなか難しいことですが、これはもうある程度限界が来ている数字かな。

あとは、コンサルの時点で、資材なり骨材なり下請なりについては県内のほうが有利にするとかして、対等に競争できるようにすれば、同じものができるというようなところまではなかなか難しいと思いますけど、やってくれるかなと。それと、あとはもう単純に民間の経済活動ということで、例えば県立病院なんかもそうだったですよね。この前事故を起こしたコンクリートの圧送・打設は、誰でもできるけど県外から来ていました。そこら辺での民間で行う経済活動の中に入っていける限界と、設計上、手が出ない限界と2つあるのかなと思うんですけど、ここはもう少し一歩踏み込んだ研究が必要かなという気がします。この数字を見たときの感覚です。

○渡久山総合政策課長 資料の14ページの下の方にも少し書かせていただいておりますが、設計業務の特記仕様書にできるだけ地産地消に資する工法を検討するよう義務づけることについて記載するなど、発注に当たってもそういう努力を重ねていく必要がある。一つ一つのこうした小さな積み重ねで乗り越えられるものは乗り越えていって、少しでも県内の事業者の方の技術力や資材を使った工事ができるような努力を——おっしゃるように、民間同士の契約の部分へ入っていく限界というのはありますけれども、できることは精いっぱいやって、そういった課題意識を公共3部とも共有しながら進めていきたいと思っております。

○坂口委員 これは重黒木次長が詳しいと思うんですけど、一つは工法なんかを公共事業で使えるというもの、国交省が運営するNETISというのがあります。今度は県内で、県が発注するものにはこれでもいいという推進機構が登録している工法とかもあります。そこまでコンサルタントが頭の中に入れて、これだとこの工法を設計に入れれば県内でも十分対応できるとか、NETISからばっかり持ってこずに、県の推進機構が認めている工法でやっていけば、県内業者でやれるとか、むしろ有利だよなということがあるかもしれません。だから、そこら辺はまた今後の研究課題ということで。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 御指摘ありがとうございます。確かに委員がおっしゃるとおりでございます。なかなか難しい工事でも実際にございます。最近、国土強靱化の関係で国道218号の特殊橋の塗り替えや耐震工事とかをやっておりますけれども、あの辺りになると県内企業がなかなか入れないというお話もあるのですが、委員御指摘のように、下請で入る

ことによって技術力も少し得られる部分がありますので、下請にしっかり入れるような取組を促していく。

また、推進機構のほうでもいろんな工法を研究して、それを県内企業に紹介したりとか、県土整備部を中心に技術力を高めていったりといった取組をしていますので、そういった取組の中で、いかに設計の段階から県内企業が入れるような工法が採用できるか、あるいは県内の資材が採用されるような工事ができるかどうか。それは常に最新の情報を取り入れながらしっかりと検討していくことが必要だと思っております。県土整備部を中心にやっていますので、御意見につきましては県土整備部にもしっかりとお伝えして、今後の検討に生かしていきたいと思っております。

○坂口委員 少しくどくなってしまうんですけど、さっきの県立芸術劇場とか男女共同参画センターの指定管理と一緒に、一つには総合評価方式というのがありますよね。その中で経験、工事実績というのを評価対象にする。ただ、特殊な工事というのはほとんど県外の業者が行っていて、県内業者は10年に1回チャンスがあればいいほうなんです。それがもう1社ぐらいしかなくて、おのずと県外の業者に頼らざるを得なくなる。そして、それは年を経れば経るほど、実績がもう10年なり15年で消えてしまいますから、県内には実績を持っている会社がゼロという時代がいつか来ると思うんです。だから、総合評価というのも決してベストじゃないということ、そこまでを含めて将来を見通したほうがいいかもしれないです。そういうものについては、さっき言ったように、法律が求めている県にとって一番有利な方法、それは指名競争も堂々と選ばれるべきということもあると思うんで

す。総合評価というのは結果的にそこに行き着くべき総合評価かもしれないんです。これ以上伸ばそうとすれば、そこら辺を全体を見ながら大所高所からというか、鳥瞰的に見ながらやっ
ていく必要がある、限界に来ているのかもしれないです。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 総合評価の限界というのがやっぱりあると思って
おります。県内企業をどう育成するかということ
で、総合評価の中の育成型の入札では、今まで
経験がない現場代理人でも入れるような形に
して、現場代理人の方々の経験値が上がるよう
なそういった仕組みを取り入れてはいるんです
けれども、おっしゃるような特殊な工事はなか
なか発注がないということもあります。そこを
どうやっていくかということについては、これ
までの入札制度改革の中で今のような形になっ
てきていますけれども、もう一回原点に立ち返っ
て、どういうふうにしていけば建設工事そのも
のが、県内の中で経済効果をしっかり発揮でき
るような形になるのか、これはしっかり研究し
ていきたいと思っています。御指摘の点も含め
て、入札制度の在り方を常に見直していつてい
ると思うんですけれども、公共3部と一緒に
また検討はしていかなければならないと思っ
ております。

○井上委員 言われるとおりだと思っただけど、
公共工事なんだから、そこをきちんとわきま
えただけかといけないうんです。何の
ために公共工事でこれだけの金額を投資する
のかということ考えたときに、業界の底上げ
をきちんとすることが至上命題だと思っ
ます。だから、総合評価も含めてそうだけ
ども、入札するときの段階でそこがきちん
と担保されていないといけないうん
じゃないかなと思っ

んです。だから、金額ベースのところ
で、入札価格をたたけばいいという問
題ではないというところに来ていると思
うんです。そこをきちんと担保するこ
とが重要なんじゃないかなと思っ
ます。これからも大手任せにするのか、
それともきちんと業界を底上げして
いくのか、どうやって下請から宮崎
県内に税金がきちんと落ちるように
するのかということが公共工事の本
当の役割ではないのかなと思っ
ます。答弁は要らないけれ
ども、そう思っ

次に、カーフェリーのことは私もSDGs
関係で発言させていただきましたので、
そこはよしとして、今のスケジュール
でいくと、このスケジュールはきち
んと守られると理解したいと思っ
ますけど、ぜひカーフェリーに乗っ
ていただく人たちを増やしていくこ
とと、輸送関係の大きな力になっ
ていただきたいということもある
ので、そこがきちんと担保できる
のかというのが大変重要だと思っ
ます。コロナ禍でカーフェリーも
経営が厳しくなる可能性が高い
んじゃないかなと思っますので、
宣伝と、具体的に緻密な荷物の
確保をやっていただきたいん
ですけど、そこはいかがですか。

○大東総合交通課長 現在、会社のほう
では、コロナで旅客を中心に非常
に厳しい状況になっております。
貨物船につきましても前年と比
べて10%ほど減っている状況が
続いておりますので、貨物の確保
につきましても、会社におきま
しても11月に内部組織の改正を
しまして、貨物営業の強化とい
ったことに取り組んでおります。
さらに、新船の就航に向けまし
て、さきの議会でも御説明いた
しましたとおり、下り荷を確保
するという取組を今進めてお
りますし、あと、旅客の確保に
つきましても、新船就航に先
立っているいろんなPRであり
ますとか、特に関西地域

に対するコマーシャルといたしますか、そういったものも今検討されているということですので、そこは新船の就航に向けて、旅客、貨物いずれも先を見た取組が進められているところでございます。

○井上委員 スケジュールどおりやっていたくように希望しておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、犯罪被害者等の支援条例についてお尋ねしたいんですけど、るる説明をしていただきましたので、これは着々とやっていただきたいと思うんですが、宮崎県の犯罪被害者の会の現状はどうなっているのでしょうか。

○後藤人権同和対策課長 今回の条例制定に当たりまして、被害に遭われた方の御遺族、実際に複数の方にお会いするなどしておりますが、犯罪被害者の会については、申し訳ございません、会の存在を確認しておりません。

○井上委員 現状はそんな状況でしょうね。

○後藤人権同和対策課長 失礼いたしました。交通事故被害者の会という自助グループの形で、もともとの平穏な日常を取り戻すために、お互いに自分の置かれている状況を話し合うようなグループはございます。ただ、傷害とか、殺人とか、性的被害とか、そういった方々のグループはないというふうに認識しております。

○井上委員 じゃあ、宮崎県はまだそこまでは至っていないけれども、状況的に委員の方たちの御意見に沿ってこれをやられていて、内容としては国のものに大体沿っていると理解しているということですか。

○後藤人権同和対策課長 今回の条例でございますが、国の犯罪被害者等基本法、そして先行する21都道府県の犯罪被害者等支援に特化した条例も参考にしながら取りまとめております。

○井上委員 分かりました。

次に、情報化推進計画素案についてですが、台湾では天才と呼ばれるオードリー・タンさんが担当大臣になったわけですが、日本はどうなるんだろうと思ったら、平井大臣みたいな方がいらっしゃって、さらに河野行革担当大臣がいらっしゃる。そうなってくると、私たちが想像していたよりも早いスピードで進んでいく、平井大臣も何度もスピード感を持ってやり通していくということを宣言されています。ですから、一番心配なのは、地方が取り残されていくのではないかとということです。平井大臣はすぐにデジタル改革アイデアボックスというものをつくって、そして地方からの声も全部集めましょうと、それを細かに見て、今後のデジタル庁の創設に当たってはそれを具体的に活用していくと、そして、地方を含めて誰一人取り残すことのないようにしたいと言っておられるんです。

河野大臣は、1万4,992の押印しないといけない行政手続を83にまで縮めておられるんです。ですから、本当に私たちが想像しているよりも早いスピードで国はどんどんやっておられて、今までの自民党政権の中でも本当に突出したすごいやり方というか、チーム的なものを見せていただいている、これは地方がゆっくりしている場合ではないなという思いがしています。

実際に対面式で仕事をしているのは市町村、それをきちんと受け止めているのは都道府県だと思うんです。ですから、対面式のものがどんどんなくなっていくということとか、行政のありようというのは想像を絶するところがあるのではないかなと思うんですけど、市町村と宮崎県と国の温度というのは大分違うと思うんです。そして、コロナ禍の中で実感しているんですけど、政策的な具体性を持って取り組むところの

権限は県に下ろしてもらおう、財政ももっと下ろしてもらわないと、なかなか大変なことになるという思いがしてならないわけです。ですから、我が宮崎県ももっと前面に出てきて仕事をしていただきたいという思いがしているわけですが、市町村と一緒にどうデジタル化の中でやっていくのかというところは、これは本当に大変なことだと思うんですけど、対面式をやめるわけですから、市町村の仕事が少なくなっていくわけです。だから、そこを含めて今後本当にこの熱量だけでやっていけるのかどうか、そこを教えてください。

○鎌田情報政策課長 委員御指摘のとおり、デジタル化の流れは、特に今回のコロナの影響で、我々も5年先ではないのかなと思っていたようなことが、例えばテレワークが非常に進んだとか、そういうことが本当に数か月の間に来たということで、我々としましてもスピード感を持って対応していかなければいけないと思っております。そういう中でも、国の動向を見ながら戦略的に進めていかななくてはいけないということで、まずは今計画の策定に全力で取り組んでいます。この計画はもともと来年6月ぐらいにつくろうと思っていたんですが、こういう状況を見て、早めにつくらなくてはいけないということで、遅くとも3月までにつくりたいということで取り組んでいるところであります。

また、市町村につきましては、先ほども申し上げましたが、いろんな手続とか、県というよりは市町村の手続が非常に多いわけです。だから、委員のおっしゃるとおり、デジタル化の恩恵というのは市町村がどれだけ取り組むかというところに非常に重みがあるんだろうと思っております。資料にも書いておりますが、市町村との協議会を持っていますし、また、国は年内に

自治体に対するデジタル化の計画を一応示すことになっております。今いろいろ情報を収集しているんですが、右往左往しているところがありましてなかなか情報がつかめないんですけども、それがある程度明らかになったところで、それを読み砕いて、市町村はどういう対応が必要なのかといったことを協議会で、必要に応じてワーキンググループをつくるなどして、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○井上委員 国は、デジタル化が成長戦略の柱だと言っているわけですから、そういう意味でいうと、私たちの想像以上に体系化されているのと、民間のバックアップが非常に強い。これはお金がそれだけ動きますし、それだけ稼げる分野が増えていくということですから、そこを見逃すわけにはいかないと思います。だから、これは機械を知っている人を求めているわけではないです。市町村のことをよく知っている県庁の職員、行政がやってきた仕事の中身をよく知っている人たちがこれに取り組まないといけませんと強く思いますので、ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたい。それと、平井大臣も河野大臣もそうなんですけど、情報をすごく出しています。情報をどんどん下ろしていますので、そこをつかんでいただいて、宮崎県をどういう県にするのかということを含めて形をつくっていただきたい。本県は中山間地域が多いわけですから、そこも含めて一人も取り残さない、どうやってデジタル化の中でやっていけるような県にするか、そこをぜひ熱心にやっていただけたらと思います。デメリットもあるけれども、メリットもいっぱいありますので、やっていただけると期待していますので、ぜひよろしくお願ひします。

○鎌田情報政策課長 委員から御指摘がありま

したことにつきましては、今つくっている計画において、スピード感というところでは若干足りない部分もあるかと思っておりますので、いただいた御意見をしっかりと読み砕いて計画にも生かしていきたいと思っております。

○丸山委員 県内企業優先発注等の実施方針についてなんですが、坂口委員が言われたようになかなかかなり厳しい。今の時点で最高レベルに達していると思っているんですが、私が聞きたいのは、平成26年度にこういう指針をつくられて、どれだけ変わってきたのかということ。どういう推移でここまで県内発注率が上がってきているのか。5年スパンでどうなのかということで、去年と今年の比較だけではなかなか分かりづらいので、そういった比較ができるような資料を今後つくっていただくと確認できるのかなと思っております。

もう一つは、例えば、情報システム関係だったら宮崎県はこれくらいのレベルで、九州のほかの県はすごく高いとか低いとかという比較ができるようなものがあるといいのかなと思っております。総合政策部が中心になってやっけていただいているんですが、せっかくこういう資料を取りまとめているんだから、公共3部にこうすればいいんじゃないかというような指摘をする形にしてもらわないと、結果がこれ以上出ないような気がするものですから、もう少し比較できるような資料をつくっていただくとありがたいと思っております。そういうことができればお願いしたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○渡久山総合政策課長 平成26年度以降の推移については、来年以降の資料ということでの御提案でございますので、そこは数字がございますので、見やすい資料にしていきたいと思いま

す。

ちなみに、例えば建設工事で申しますと、資料でございますように、令和元年度は県内企業への発注率が93.7%、その前の平成30年度が95.6%、資料には記載しておりませんが、その前は96.1%、95.8%という数字でございます。そのほかについても、先ほど総論で申しましたように、推移としては横ばいというのが特徴でございます。

それから、他県との比較でございますけれども、同様の比較ができるものがなかなかございませんで、今、御紹介できるものとしましては、中小企業庁が毎年出しております官公庁における中小企業向けの発注実績というものがございます。その平成30年の実績で申しますと、全国の74.7%程度に対して、宮崎県は82.5%ということで、全国に比べると比較的高い位置にはあるという状況は把握しております。

○丸山委員 そういった比較ができるようにしていただくとありがたいと思っておりますし、SDGsの観点から、再生利用のものがどれくらい使われているのかとか、そういう実績についても調査項目の中に入れられるものがあれば検討していただきたい。再生利用している製品が県内でどれくらいつくられているのか、どういうふうになっているのかということが分かると、宮崎県もSDGsにしっかりと取り組んでいるという位置づけにもなるんじゃないかと思っておりますので、検討していただけるとありがたいです。

○渡久山総合政策課長 SDGsの観点から使用部材の把握ができないかという御提案でございますが、そこは大事な視点であろうと思っておりますので、どういう形ができるか、即答はできませんけれども、検討はしてみたいと思っております。

○太田副委員長 犯罪被害者等支援条例なんです、私も性犯罪で相談を受けて、その方が1年ぐらい親にも言えずに悶々として家から外にも出れないような状況で、そういう人を知ると、この前文にも書いてあるような二次被害とか、周りのいろんな冷たい言葉とか、そういったことで本当に傷つくことがあるものですから、ぜひこの条例をつくって、社会喚起といいますか、周りの人たちにもPRをしていただきたい。私たちもしないといけないでしょうけど、そこら辺はよろしくお願ひしたいということで要望しておきます。

最後に、32ページの情報化推進計画の基本目標の中で、人間中心のデジタル社会ということで、先ほど物すごく力を入れられたような気がしたんですが、確かに人間尊重を基本にという言葉が書かれていて、実はほっとしたんです。今までデジタル化についてのいろんな説明を聞くときにこういう言葉はなかったものですから、人間中心というところは失わずに行きますよというところは物すごく感動したところですが、これは宮崎県ならではの言葉なんでしょうか。それとも国からそんな指示が下りてきているのでしょうか。

○鎌田情報政策課長 人間中心という言葉は、本当は本県独自と言いたいんですが、これだけデジタル化が進むと、人間中心という言葉がここ数年セットで出てくるようになっておりました、平井大臣の発言でも人間中心という言葉が必ず入っております。また、河野大臣も、デジタル化や規制改革を進める上で2つやりたいことがあるということで、一つは、デジタル化で利便性を確保したい。もう一つは、これだけ高齢化が進んでいけば、人のぬくもりを人間の接触の中で届けられないといけない、だけれども、人

口が減るので、人間ができるところは絶対やらないといけないけれども、機械や情報化できるところもあるだろうと。例えばAIとかロボットでやれる部分はロボットにやらせましょうと。それで浮いた時間を人と接する時間に充てていきたいと思います、そういったことが今からのデジタル社会ということでありますので、私はそこを強調させていただきます。確かにこれまで県の情報化計画にはそういう視点は入っておりませんでした。だから、ここは積極的に入れるべきだろうということで、今回そういう表現を盛り込ませていただきました。

○太田副委員長 私の不勉強もありましたが、課長が語られたことのほうがもっと説得力があるように思いました。頑張ってください。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様方、お疲れさまでございました。

午後は13時再開とします。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後1時1分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 総務部でございます。

本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により、御説明いたします。

まずは表紙をおめくりいただきまして、目次

を御覧ください。

1の予算議案であります。令和2年度11月補正予算案の概要につきましては後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例など5件であります。

それでは、1ページをお願いいたします。

令和2年度11月補正予算案の概要についてあります。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものでありまして、補正額は、一般会計で99億2,192万3,000円の増額であります。

この補正による一般会計の歳入財源は、国庫支出金87億844万7,000円、財産収入2億100万円、寄附金3,337万6,000円、県債9億7,910万円であります。この結果、一般会計の予算規模は、7,029億4,155万2,000円となります。

次に、その下の表、一般会計歳出一覧を御覧ください。

主なものを申し上げますと、2つ目の民生費は、生活福祉資金の特例貸付けの延長に伴いまして、県社会福祉協議会への貸付原資を支援するための経費等を計上しております。

次の衛生費は、この冬に向けた新型コロナウイルス感染症対策のため、これまでの補正予算で措置してきましたPCR検査等による検査体制整備や病床確保、医療従事者への特別手当支給を行うための経費を増額するもの、また、本県において新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、患者に接しながら服薬指導や投薬補助等を行った保険薬局従事者に慰労金を支給する

ための経費等を計上しております。

次の農林水産業費は、県産水産物の学校給食への提供を県外へ広げていくためのものや、家畜伝染病に対する農場の防疫を強化・充実するため、防鳥ネットの設置を支援するための経費等を計上しております。

一つ飛びまして、土木費は、台風10号で被災した椎葉村の鹿野遊谷川に砂防設備を整備するための経費や、国道448号のトンネル掘削工事において、当初想定していたよりも脆弱な地質区間が存在するため、事業費の増加が必要となったもの等を計上しております。

なお、「今回補正額」の右隣の列に、「うち新型コロナ対策に係るもの」の金額を計上しておりますが、一番下の行、合計欄にありますとおり、今回の補正予算で、合計76億160万5,000円を計上しております。

令和2年度のコロナ対策全体の予算額としましては、合計で671億円、令和元年度3月補正で措置した3億円を加えますと、総額で674億円の予算規模となります。

予算案の概要については、以上であります。

続きまして、4ページをお開きください。

総務部における11月補正予算案の課別集計表であります。

今回お願いしております総務部の補正額は、一般会計のみで、表の補正額の計の欄にありますように、271万2,000円の増額補正であります。

この結果、総務部の一般会計と特別会計を合わせた11月補正後の予算額は、表の一番下の行、右から3列目になりますが、2,706億6,611万7,000円となります。

予算議案の概要につきましては、以上であります。なお、議案等の詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、御審議のほ

どよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○野崎委員長 次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○石田財政課長 今回の一般会計補正予算の歳入予算について御説明いたします。

委員会資料の2ページをお願ひいたします。

総括ということでまとめております。

まず、表の左から3列目、今回補正額の欄を御覧いただければと思います。

まず、自主財源でございますが、財産収入が2億100万円、寄附金が3,337万6,000円のいずれも増額でございます。

依存財源でございます。国庫支出金が87億844万7,000円、一番下ですけれども、県債が9億7,910万円のいずれも増額でございます。

この結果、一番下の欄にございますとおり、今回の補正予算における歳入合計は、99億2,192万3,000円となりまして、補正後の予算規模は、その右の欄にございますとおり、7,029億4,155万2,000円となります。

3ページをお願ひいたします。

少し詳細に御説明を申し上げます。

(2)にありますように、歳入の科目別の概要でございます。

まず、一番上の財産収入でございますが、西都商業高校の跡地の土地及び建物の処分に伴うものでございまして、2億100万円の増額でございます。

次に、下の寄附金でございますが、ふるさと宮崎応援寄附金、いわゆるふるさと納税の県分でございますが、当初の歳入予算額8,000万円を上回る見込みであることから、3,337万6,000円

を増額するものでございます。

次に、下の国庫支出金でございます。

説明の内訳のところを御覧いただければと思いますが、まず、衛生費国庫負担金につきましては、PCR検査等の検査体制の強化に伴うものでございまして、6,322万4,000円の増額でございます。

次に、農林水産業費国庫負担金でございますが、7月の豪雨災害により被災しました山地の復旧整備に伴うものでございまして、1億8,443万円の増額でございます。

次に、土木費国庫負担金でございますが、椎葉村の鹿野遊谷川の砂防設備及び国道448号のトンネル掘削工事に伴うものでございまして、4億7,388万7,000円の増額でございます。

次に、災害復旧費国庫負担金であります。文教施設災害復旧費となっております。高千穂高校の第2グラウンドののり面崩壊を復旧整備するためのものでございまして、3,200万円の増でございます。

続きまして、国庫補助金でございます。総務費国庫補助金につきましては、今回のコロナ対策に係る事業の財源といたしまして、地方創生臨時交付金を受け入れるものでございまして、5億5,685万9,000円の増額であります。

次に、民生費国庫補助金でございますが、生活福祉資金の特例貸付けの延長に伴う貸付原資の受入れ等に伴うものでございまして、7億4,142万2,000円の増額であります。

次に、衛生費国庫補助金でございますが、この冬のコロナ対策に向けた医療提供体制等のさらなる強化のために、緊急包括支援交付金を受け入れること等に伴うものでございまして、59億5,839万3,000円の増額であります。

次に、農林水産業費国庫補助金でございます

が、県産水産物の学校給食への提供の県外拡大ですとか、農場の防疫強化・充実のための防鳥ネット設置への支援等に伴うものでございまして、5億3,585万5,000円の増額であります。

一番下ですが、教育費国庫補助金でございます。宮崎海洋高校の漁業航海実習船「進洋丸」の代船建造に伴うものでございまして、1億6,237万7,000円の増となっております。

最後に、県債でございますが、国庫支出金で御説明いたしました公共事業や進洋丸の代船建造に係る地方負担分の財源として、県債を発行することとしておりまして、合計9億7,910万円の増でございます。

歳入予算につきましては、以上でございます。

○園山総務課長 常任委員会資料の8ページをお開きください。

議案第6号「宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由であります。宮崎県住宅供給公社が令和2年3月31日に解散し、今年9月30日付で清算業務の全てが終了いたしました。

これに伴いまして、関係する条例の関連規定から宮崎県住宅供給公社を削除するため、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。宮崎県情報公開条例につきましては、定義の中の公文書の開示を伴う実施機関から削除するものであります。

また、(2)の宮崎県個人情報保護条例につきましては、保有個人情報の開示義務の中の公務員等に、宮崎県住宅供給公社の役員及び職員が規定されているため、削除するものであります。

なお、3の施行期日は、公布の日からとしております。

説明は以上であります。

○石田財政課長 財政課から2点、御説明いたします。

資料が変わりまして、令和2年度11月補正歳出予算説明資料の3ページをお願いいたします。

財政課の11月の補正予算でございますが、補正額の欄の上から2行目にございまして、一般会計におきまして271万2,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、同じ行の右から3列目でございますが、一般会計で1,023億6,322万2,000円となっております。

内容でございますが、5ページの説明欄を御覧いただきたいと思います。

(事項) 財政調整積立金でございますが、先ほど、歳入予算のところ御説明いたしました。今回、歳入といたしまして、財産収入と寄附金を計上しており、その額が歳出に必要な一般財源の額を上回ることから、その上回る分を積み立てるものでございます。

以上が財政課関係の11月補正の部分でございます。

もう一点、御説明をさせていただきます。

委員会資料にお戻りいただきまして、12ページをお願いいたします。

2点目は、議案第29号「当せん金付証券の発売」についてでございます。

1の提案の理由にございまして、令和3年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることにつきまして、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づきまして、議会の議決に付するものでございます。

2にございまして、発売金額は100億円以内としております。

3に参考とありますが、今年度の議決額と同

額となっております。

財政課からの説明は、以上でございます。

○**蕪財産総合管理課長** 財産総合管理課に係る議案について御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

まず、11月補正予算に係る繰越明許費についてであります。

事業名、県庁舎BCP対策事業であります。この事業は、大規模災害などの非常時における行政機能の維持を図るため、本庁舎及び総合庁舎等の窓ガラスの飛散防止や受電設備等の高所移転、非常用水源確保などの対策を行う事業でして、平成28年度から順次施工しているものでございます。

今年度予定しております1号館、4号館、8号館の受電設備の改修工事におきまして、1号館屋上の既存防災無線の移設・撤去作業が台風等の影響により遅れたことなどの理由によりまして、当該改修工事の年度内完了が困難となりましたことから、4億9,000万円の繰越しをお願いするものであります。

次に、債務負担行為についてでございますが、宮崎県東京学生寮管理運営委託費に係る東京ビルの運営に関する学生寮の指定管理料について、令和2年度から令和4年度まで、限度額2,076万4,000円を計上しております。詳細につきましては、引き続き、議案第15号で御説明したいと思っております。

委員会資料の9ページをお開きください。

議案第15号「公の施設の指定管理者の指定について(宮崎県東京学生寮)」であります。

宮崎県東京学生寮の指定管理者第6期指定につきましては、6月の常任委員会で募集方針等について御説明したところでございますが、今回、指定管理者を指定することにつきまして、

地方自治法及び公の施設に関する条例の規定により、県議会の議決を求めるものでございます。

1の施設の概要であります。施設名、宮崎県東京学生寮は、宮崎県出身者で東京都及びその周辺に所在する大学等に就学する学生の利便性向上を図ることを設置目的としており、現在の指定管理者はジャパンプロテクション株式会社であります。

2の次期指定管理候補者についてであります。現指定管理者でありますジャパンプロテクション株式会社を候補者として、3の指定期間としましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。

4の指定管理候補者の選定概要についてでございます。

(1)の公募の状況として、①のとおり、令和2年7月9日から2か月間募集を行い、②の1社から申請がありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法としましては、①の審査の流れにございますように、申請書類に基づいて資格審査を行った後、指定管理候補者選定委員会において、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施いたしました。さらに、指定管理候補者選定会議において、選定委員会の審査結果と施設所管課である財産総合管理課の評価結果を照らし合わせて、候補者案が異なっていないかどうかの確認を行いました。

10ページを御覧ください。

指定管理候補者選定委員会及び選定会議の構成は、②、③のとおりであります。また、選定基準及び審査項目・配点等につきましては、住民の平等な利用の確保など、④のとおり5項目です。

11ページを御覧ください。

(3)の審査結果及び選定理由であります、①の選定委員会における審査結果は439.4点、また、②の選定会議における確認結果は70.8点でありました。③の選定理由としましては、1つ目といたしまして、選定委員会の審査結果及び選定会議の確認結果が、ともに募集要領に定める最低基準点を超える得点を得ていること、2つ目としましては、事業計画等から施設の運営管理の能力を有していると認められること、3つ目としまして、新型コロナウイルス感染防止への対応として、新たにWi-Fi設置による、大学等のリモート授業のための支援など、利用者のサービス向上に資する新たな提案がなされていることなどを評価したところであります。

最後に、5の指定管理候補者からの提案内容についてであります、(1)指定管理料は2年間で2,076万4,000円となっております。

なお、今回の指定に伴い、債務負担行為が生じますことから、委員会資料の5ページにありますように、議案第1号「令和2年度一般会計補正予算(第10号)」として、債務負担行為の限度額の設定も併せてお願いしたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、指定管理者指定の議決をいただきましたら、指定の告示を行いまして、年度内に協定の締結を行う予定としております。

当課からの説明は以上でございます。

○三井税務課長 税務課より議案第4号及び第5号につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

委員会資料の6ページをお開きください。

議案第4号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正の理由であります、地域経済牽引

事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正されたこと等に伴い、条例で引用しております法の条ずれや省令名の変更が生じますことから、関係規定の改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、1点目が、条例第1条第4号で引用しております法第17条が第18条となったことに伴う改正、2点目が、条例で引用しております省令、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令について、法の条ずれに伴い、第25条が第26条となったことに伴う改正であります。

最後に、3の施行期日であります、法律及び省令の施行日が令和2年10月1日となっておりますことから、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用することとしております。

続きまして、委員会資料の7ページを御覧ください。

議案第5号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」でございます。

こちらにつきましては、9月議会の総務政策常任委員会におきまして、方向性について御報告申し上げておりましたが、今定例会に提出させていただくことにいたしました。

1の改正の理由ですが、平成18年度より森林環境税として、県民税均等割の超過課税を実施しておりますが、適用期間が平成32年度分、つまり令和2年度分までとなっております。

9月議会におきまして、知事が答弁申し上げましたように、県の森林環境税は、森林を県民共有の財産として捉え、県民の皆様とともに守り育て、後世に引き継いでいく仕組みとして大変重要であること、県民等を対象とした地域意見交換会やアンケート調査、有識者からなる検

討委員会におきましても、今後も継続すべきであるとの意見を多くいただいていること、また、国の森林環境税の対象とならない県民参加の森林づくりや公益的機能の維持増進のための再造林対策等について、引き続き県の森林環境税で取り組んでいく必要があること等を踏まえ、今後も、森林環境の保全に関する施策に要する経費につきまして財政需要が見込まれますことから、令和3年度以降も超過課税措置の適用を5年間延長させていただきたいと考えております。

続きまして、2の改正の内容でございますが、適用期間を延長するため、個人につきましては①のとおり、令和7年度までの年度、法人につきましては②のとおり、令和8年3月31日までに開始する事業年度まで、それぞれ適用期間を5年間延長する内容となっております。

最後に、3の施行期日についてですが、令和3年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○来住委員 議案第5号の森林環境税について教えてください。

個人県民税均等割は、超過課税の適用期間を平成32年度から令和7年度まで延長するということですが、法人県民税のほうは平成33年から令和8年ということで、1年違うんですけど、これは、この条例ができたときから、個人県民税と法人県民税は1年の差があったんでしょうか。そこをまず教えてください。

○三井税務課長 平成18年度から導入しておりますけれども、当時からこのような形で課税させていただいております。

○来住委員 それは何か理由があったんでしょうか。

○三井税務課長 個人県民税につきましては、前年度の所得に対して課税されますので、そういった関係で1年ずれています。

○来住委員 昨年度の決算でもいいんですけど、森林環境税に係る個人県民税と法人県民税の歳入は幾らだったのかなど。

○三井税務課長 令和元年度の決算額ですけれども、個人県民税につきましては約2億5,700万円、法人県民税につきましては約5,900万円で、合計で約3億1,600万円の税収となっております。

○来住委員 了解しました。

○山下委員 衛生費が、今回の補正のほとんどを占めるわけですけども、この63億1,849万4,000円の内容の詳細が分かれば教えてください。

○石田財政課長 コロナ対策ということでPCR検査関係、それから病床確保の関係等といった、今年の4月、6月の補正等でお問い合わせ部分のさらなる増額でございまして、総合的なコロナ対策というところになってございます。

○太田副委員長 指定管理の関係で、午前中の質疑にもあったんですけど、審査項目と基準価格の設定はなかなか難しいところもあるのかなと思います。前回の指定管理料等を見ながら判断されると思います。選定基準の中に経費の縮減等がありますよね。これも適正ということであればいいんですけど、配点が10点ということで、大きくはありませんので、マイナスの影響はあまりないとは思いますが、働いている人がある程度もらってほしいといいますか、そんな視点もあって、あんまり萎縮してもいけないところかなという気がします。

もちろん、最低賃金は守っておられると思い

ますが、皆さん方もこういう指定管理料の審査をするときには、賃金体系がどうなっているのかとか、いろんなどころを見て、健全であってほしいということで審査をされると思いますけど、その辺の感覚的なものはどういう感じですか。

○蕪財産総合管理課長 委員御指摘のとおり、労働者の生活の確保といったところも重要ですので、今回の指定管理料の額の確定につきましては、東京近辺を含めて、国交省で行っています営繕関係の積算根拠がございますので、それで積算しまして、今回、基準価格を設定させていただきます。

前回よりも、労務費とかが若干増加しておりますので、今回の募集に当たりましたが、前回の基準価格よりも若干増加にはなっておりますが、結果的には妥当な数字を提案いただいていると認識しております。

○太田副委員長 分かりました。配慮といたしますか、そういう視点も持っておってほしいなと思います。

○坂口委員 考え方を2つに分けないといけないと思うんです。積算をしていくときには、地域性のある相場を参考にすると、共通の単価で積算をしていって基準価格というか、それが上限を拘束する数字になると思うんです。

そこからの差額が評価対象になってくると思うんですけど、それは申請者が積算していくことであって、質と量で一番いいもの、期待どおりのもの以上のものを返してくれれば、それで合格だと思うもんですから、そういった労働基準法や最低賃金というようなものが参加する業者の適否を判断する材料に——遵法性とかは別個にしていけないと、そこを基準にして積算をしていくとおかしくなると思うんです。この公

会計の在り方としてです。だから、そこをしっかりとやっていく。

今、言われる部分は、そういう人はもう排除ですよということ。あまりにも非常識的な、だから下請たたきというのも駄目になっていきますよね。その中で原価割れで物を買ったりしていると、その人は駄目ですよになってしまうから、仕分をしていく必要がある。あくまでもシビアに、この基準価格の中で、あなたはどれだけのサービスを幾らでやってくれるのということをやっていく。そして、決めたことはやりなさいということと、今度はその中で違法的な行為があった場合は、そこで契約を即解除して、それなりのペナルティーがあるということをやっているかという点だと思いますが、そこはどうですか。

○蕪財産総合管理課長 坂口委員の御指摘のとおり、当該募集に当たっては、まず参加資格、入札条件のところでも適法性や遵法性といったところを確認させていただいた上で参入していただくという、まず1つ目のフィルターがございます。

それから、実際の運営につきましても、遵法性とか、そういったところについては、適正に運営ができるように担保するという観点を持ちながら進めないといけないと考えております。指定管理者制度は、指定管理によって、これまで公で管理していたときよりも、サービスの質がより充実したものになることを目指して導入した制度ですので、今回の選定に関しましては、そういったものが生かせるようにという観点は当然押さえながら、今回、設定させていただいたところがございます。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他で何かありませんか。

○坂口委員 議会と執行部の関係でどこまで踏み込めるか分からないんですけど、知事の全国知事会の地方税財政常任委員会の委員長就任に関してですが、これは、かなりグレードの高い仕事というか責任を負わされるということで、今後はシンクタンク的というかブレンというかスタッフ、そういったものが必要だと思うんです。今までの人事の考え方だけではいけない部分が出てきたんじゃないかと思うんです。そこら辺に対して、人事方としてはどういう具合に考えていかれるのかを聞かせてください。

○田村人事課長 今、お話があったとおり、11月に知事が全国知事会の地方税財政常任委員会の委員長に就任されまして、税財政に関する地方の声を取りまとめて、地方全体の代表として国に届けるという大変重要な役割を担うことになったわけでございます。

そういったことを踏まえまして、年度途中ではございますが、11月19日付で人事異動を行いまして、財政課と税務課にそれぞれ専任職員を配置したところでございます。

これまで、地方税財政常任委員長を務めた富山県と同じような体制としたところでございますが、今後のことにつきましては、関係課と十分協議しながら対応していきたいと考えているところでございます。

○坂口委員 富山県はそれなりの経験を持っておられたし、9年間も務められて、かなり精通された委員長でしたよね。それに引けを取ってはいけないわけで、しかも、本会議でも尋ねたけど、やっぱり宮崎のような立場を十分頭に置きながら責任を果たしていくということになれば、具体的にいうと、まず税制、財政が分かっている、それから社会政策、経済政策、地方自

治といったものにことごとくたけているものを持った上で調整に入らないと通用しないということなんです。

そんな中で、さっき言われたように専従してもらおう、そこに携わってもらおう職員を確保したということなんですけど、4月以降もその体制でいけるのかなど。僕は富山県と同じ体制ではちょっときついんじゃないかという気がしてならないんです。これは、失礼な言い方と取られると困るんですけど、そうではなくて、前向きな発言として、ここについては相当重装備していく必要がある。そうなると、当然ながら、これまでの県の事務に、かなりのグレードの高い事務が加わってくるわけです。

だから、そちらに人が向けられると、このぽっかり空いたところを誰がカバーするのかということで、これは、人事上、重大な問題じゃないかなという気がするんです。だから、穴は空けずに新たな役割もしっかり果たしていく、その相当グレードの高い仕事を十分こなせる体制をつくるということが一つ。

昔なら、それこそ城代家老を置いて、江戸家老を置いて、それぞれがまたブレンを持って、二つの仕事をこなして行って、初めて藩が治まったですよ。それぐらい大げさでなくても、常識的に整えていかないといけないことだなという気がするものですから。人事の問題だから、これ以上は介入しないけど、そこをぜひ考えていってもらいたい。そうでないと、今は定数適正化の下で、かなり過酷な体制になっていると思うんです。

だから、そこら辺もしっかり考えていきながら必要なものはしっかり講じていくということで、ぜひ人事には万全を期していただきたいなと思います。

○吉村総務部長 御指摘ありがとうございます。先ほど、富山県の例が出ましたけれども、今回の知事の業務の引継ぎに当たりましては、富山県とも綿密に、いろいろ意見交換なり、前任者としての指導を仰いでいるんですけれども、その内容の深さにつきましても、地方自治体の財政と税の根本に関わるようなものを、対財務省であったりとか、また地方の中でも宮崎県のような地域、地方の団体との内容を取りまとめる、意見書として取りまとめていかないといけない。

また、国でどういう動きがある、そういったことを含めてスピード感を持ってやらないといけない。そして、どこに要請・要望を活動していくかという、そういう深さとかスピード感とか、発信の幅広さだとか、いろいろ大変な仕事だなというのは、もう身をもってこの1か月ぐらいで感じているところですので、今までは富山県のアドバイスも受けながらでありましたけれども、来年度につきましては、新たな提言といたしましょうか、宮崎県としての新たな取りまとめ活動が始まりますので、その活動が十二分にできますように、またそういう中で、宮崎県としてどういう体制を取っていくかということについては十分協議をして、人員配置を含めた執行体制の在り方について検討してまいりたいと思いますので、また御指導いただければと思います。よろしく願いいたします。

○坂口委員 ぜひお願いします。富山県の石井元知事なんて、その道の超ベテランで、ある意味権威者です。そこを自前で持っておられたということが一つと、富山と東京は恐らく新幹線で1～2時間の距離だと思うんです。宮崎なんて飛行機に乗って、朝出て夕方着けばいいぐらいの感じで、その違いが一つあるということ。それと、具体的な内容で言うと、まず事務レベ

ルで進めるとしても、もう政府の税制調査会よりも、むしろ党の税調といかに詰めていくかということと、総務省を中心とした各省庁と整理をしていって、しっかり状況を整えた上で、あとはもう政治決着ですよ。だから、そういう世界で、そのチームの人たちで、各省庁との調整をして、ある程度のたたき台をつくることと作業だけでも大変だと思うんです。

だから、本当に富山県と同じ体制でそっくりそのままいけるかなということと、その方たちが宮崎と東京の両方見据えながら事務をやっていくということは相当難儀なことだと思うんです。

だから、富山県はあくまでも参考ぐらいにして、宮崎が富山に匹敵するだけの成果を出すためには、条件が不利な部分をどうかわしていくかということの研究していかないと大変じゃないかなと、老婆心ながらそう感じるものですから、もう答弁はいいですけど、ぜひお願いをしておきます。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様方、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時47分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

請願第2号の審査に移ります。御意見等はいかがでしょうか。

○来住委員 前回の9月議会から調査などはあまり進んでこなかったんですけど、学生をめぐる状況はかなり厳しい。学生だけじゃなくて青

年もそうですけど、厳しい状況があつて、今度の議会でも何人かの議員が取り上げておられました。確かになかなか厳しい内容ではあると思うんですけど、何とか意見書としてまとめていただければありがたいなと思っているところです。

○太田副委員長 参考ということで、昨日テレビを見ていたら、早稲田大学の1年生が、まだ対面授業がなくて、ほとんどオンラインで授業を受けているというようなことで、東京辺りでは友達ができないとか、そんなことを言っていました。学生さんはそういう状況なんだろうなと思うのと、私たちの時代は授業料が月1,000円だったんです。今の人に聞いてみると、国立かどうか確認し忘れましたが、前期が60万円と言っていましたので、高いなと思って。

しかし、その辺をどう救済するのかというのはなかなか難しい。そういう状況の人たちが存在することについて、どうこうはできないかもしれないけど、何か対応ができるといいなという思いがありまして、状況として報告しておきます。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって請願第2号の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時52分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思います。

開会時刻は13時10分としたいのですが、よろ

しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後1時53分散会

令和2年12月4日(金曜日)

午後1時6分再開

出席委員(8人)

委員長	野崎幸士
副委員長	太田清海
委員	坂口博美
委員	丸山裕次郎
委員	山下寿
委員	佐藤雅洋
委員	来住一人
委員	井上紀代子

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	渡邊大介
総務課主事	合田有希

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

○来住委員 議案の中で、第5号については同意できませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○野崎委員長 ほかにござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、議案により賛否が分かれておりますので、まず、議案第5号について採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○野崎委員長 挙手多数。よって、議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号、議案第4号、議案第6号、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第29号の各号議案については、一括して採決いたします。

各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議なしと認めます。よって各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

請願第2号「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見をお願いいたします。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 請願第2号につきましては、採決との意見がござひましたので、お諮りしたいと思ひます。

この際、請願を採決することに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、請願第2号の賛否をお諮りいたします。請願第2号について、採決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○野崎委員長 挙手少数。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望

等はありませんか。

午後1時11分閉会

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、1月21日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

1月21日の閉会中の委員会につきましては、防災庁舎7階会議室で開催することとし、内容については休憩中の協議のとおり、正副委員長に一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上で委員会を終了いたします。